

JI 監督委員会 (JISC) 第 3 回会合出席報告

2006 年 6 月 13 日

財団法人地球環境センター (GEC)

社団法人海外環境協力センター (OECC)

I. JI 監督委員会第 3 回会合 (JISC3) 概要

1. 日時： 2006 年 5 月 28 日 (日) ~29 日 (月)
2. 場所： 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局 (ドイツ・ボン)
3. 議題：
 1. [委員会メンバーシップについて](#)
 2. [議題の採択](#)
 3. [ワークプラン](#)
 - a) [JIプロジェクト設計書 \(JI-PDD\) 様式及び利用者用ガイドライン](#)
(別添「[JIプロジェクト設計書 \(JI-PDD\) 様式-CDM-PDD様式との対照-](#)」)
 - b) [審査 \(review\) 手続](#)
 - c) [独立組織 \(IE\) の認定](#)
 - d) [ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス](#)
 - e) [小規模プロジェクト](#)
 - f) [2006~07 年管理計画 \(JI-MAP\)](#)
 4. [その他](#)
[オブザーバーQ&Aセッション](#)
 5. [閉会](#)

【JI プロジェクト設計書 (JI-PDD) 様式及び利用者用ガイドライン】

- ・ JI-PDD 様式案及び利用者用ガイドライン案を採択。
- ・ 今回採択した PDD 様式は、2006 年 6 月 15 日を基点として有効となる。
- ・ Early Mover の定義として 2006 年 6 月 15 日までに関係締約国の書面による承認を得ているプロジェクトとされ、それらについては JI 及び CDM の PDD 様式を使用することができる。ただし、CDM 様式を使用する場合には、AIE が JI-PDD 様式及び JISC の関連するガイダンスで要請されているすべての情報が記載されていることを確認しなければならない。
- ・ LULUCF プロジェクトの PDD 様式案については、JISC4 で審議。

【審理手続】

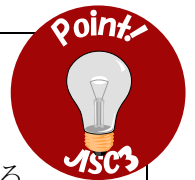
- ・ 審理手続案を採択。
- ・ JISC3 後に、採択した審理チームの TOR に基づいて、専門家を公募

【独立組織 (IE) の認定】

- ・ JISC 独自の認定パネル (JI-AP) のメンバーを選出。
- ・ 第 1 回 AP は、7 月を予定。

【2006~2007 年の管理計画】

- ・ 資金不足について認識し、課金システムについて以降の会合で検討することとした。
- ・ 課金システムに関する参考文書を作成し、JISC4 で審議。



4. 出席者

網掛は欠席委員

地域	委員 (Member)	代理委員 (Alternate Member)
附属書 I 国 (附属書 I 国)	Mr. Olle Björk (スウェーデン/持続可能発展省)	Mr. Franz-Josef Schafhausen (ドイツ/連邦環境省)
// (附属書 I 国)	Mr. Gerog Børsting* (ノルウェー/環境省)	Mr. Darren Goetze* (カナダ/環境省)
非附属書 I 国 (非附属書 I 国)	Mr. Jaime Bravo (チリ/国家エネルギー委員会)	Mr. Marcos Castro Rodriguez (エクアドル/環境省)
// (非附属書 I 国)	Ms. Fatou Ndeye Gaye* (ガンビア)	Mr. Vincent Kasulu Seya Makonga* (コンゴ/環境自然保全森林省)
附属書 I 国 (附属書 I 国)	Mr. Maurits Blanson Henkemans* (オランダ/経済省)	Mr. Hiroki Kudo (工藤拓毅氏) * (日本/日本エネルギー経済研究所)
非附属書 I 国 (非附属書 I 国)	Mr. Shailendra Kumar Joshi (インド/環境森林省)	Mr. Maosheng Duan (中国/清華大学エネルギー環境経済研究所)
// (小島嶼国地域)	Mr. Derrick Oderson (バルバドス)	Ms. Yumiko Crisostomo (マーシャル諸島)
附属書 I 国 (経済移行諸国)	Mr. Oleg Pluzhnikov (ロシア/経済開発貿易省)	Mr. Evgeny Sokolov (ロシア/国家炭素隔離基金)
// (経済移行諸国)	Ms. Daniela Stoycheva* (ブルガリア/環境水省)	Ms. Astrida Celmina* (ラトビア/環境省)
// (経済移行諸国)	Mr. Vlad Trusca* (ルーマニア/環境水管理省)	Mr. Matej Gasperic* (スロベニア/環境空間計画省)

*任期 3 年。その他の委員は任期 2 年。

オブザーバー参加：約 10 名

II. JI 監督委員会第 3 回会合 (JISC3) の詳細

1. 委員会メンバーシップについて

- JISC 第 3 回会合 (JISC3) の開会を宣言。
- 代理委員 Yumiko Crisostomo 氏 (マーシャル諸島) の欠席及びその他の委員・代理委員の出席を確認。
- [決定 9/CMP.1](#)¹ 「京都議定書第 6 条の実施のためのガイドライン (Guideline for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol)」 (以下、JIガイドライン) Annex 段落 14² に従って、定足数に達していることを確認した。
- JIガイドライン Annex 段落 10 (b)³ に従って、JISC 委員及び代理委員は、今回の会合の議題について利害関係を有さないことを宣誓した。

2. 議題の採択

- 議題を原案⁴通り採択した。

3. ワークプラン

3 (a) JI プロジェクト設計書 (JI-PDD) 様式及び利用者用ガイドライン

- JISC1 において、JI-PDD 様式案 ([JISC1 会合レポート Annex 2](#)⁵) に合意。
- JISC2 において、JISC は、JI-PDD 様式の利用者用ガイドライン案 ([JISC2 会合レポート Annex 1](#)⁶) に合意した。そして、事務局に対して、JI-PDD 様式案及び利用者用ガイドライン案の構成・内容についてパブリック・インプットを受け付けるよう要請した。その際に、LULUCF プロジェクト用の別個の JI-PDD 様式の作成が必要であるかについてのインプットもあわせて要請することとした。
- JISC2 において、JISC は事務局に対して、2 名の委員 (Henkemans 氏 (オランダ) 及び Sokolov 氏 (ロシア)) のガイダンスとコメントを考慮して、パブリック・インプットを検討し、それぞれ JI-PDD 様式とその利用者用ガイドラインを修正するよう要請した。
- 事務局 (Bjorn Zapfel 氏) が、JI-PDD 様式案及び利用者用ガイドライン案についてプレゼンテーションを行なった。事務局が作成した [JI-PDD 様式案 \(JISC3 Proposed Agenda and Annotations の Annex 1\)](#)⁷ 及び [利用者用ガイドライン案 \(JISC3 Proposed Agenda and Annotations の Annex 2\)](#)⁸ 参照。

¹ <http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/08a02.pdf#page=2>

² [Decision 9/CMP.1 \(JI Guideline\)](#), para.14 “At least two thirds of the member of the Article 6 Supervisory Committee, representing a majority of members from Parties included in Annex I and a majority of members from Parties not included in Annex I, must be present to constitute a quorum.” 「定足数を充たすためには、JISC 委員のうち少なくとも 3 分の 2 が出席していなければならない。そのうち、附属書 I 締約国の委員がその過半数と非附属書 I 締約国の委員がその過半数が出席していなければならない。」

³ [Decision 9/CMP.1 \(JI Guideline\)](#), para.10 (b) “Members, including alternate members, of the Article 6 Supervisory Committee shall: (b) have no pecuniary or financial interest in any aspect of an Article 6 project;” 「JISC の委員 (代理委員を含む) は: (b) JI プロジェクトのいかなる面についても金銭的又は財政的な利害関係を有してはならない。」

⁴ 議題 (Proposed Agenda) については、http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/PropAgenda.pdf を参照。

⁵ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/001/Documents.pdf/RepAnnex2.pdf

⁶ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/002/Report.pdf/ReportAnnex_1.pdf

⁷ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Annex1.pdf

<プレゼンテーションの概要>

● パブリック・インプットの受付

- ・ 5件受領したが、基本的な構成については変更要請のインプットはなかった。
- ・ LULUCF プロジェクトのための別個の PDD 様式の必要性について、コメントはなかった。
- ・ 追加性及び Early Movers に関するコメントがあった。

● インプットと委員のガイダンス／コメントに基づく文書の修正

- ・ CDM の承認方法論を利用することが可能である。
- ・ 「クレジット期間 (crediting period)」との記載に変更した。
- ・ プロジェクト承認、環境影響評価、利害関係者コメントに関するパブリック・インプットは反映しなかった。

● 論点：①クレジット期間、②プロジェクト承認、③環境影響評価、④利害関係者コメント、⑤効力発生 (Early Movers に関する効力を含む)、⑥LULUCF プロジェクトの JI-PDD 様式

- ・ JISCは、事務局が修正した[JI-PDD様式案](#)及び[利用者用ガイドライン案](#)を審議した。
- ・ **クレジット期間**：セクション C.3 のクレジット期間について、JISC1 で決定した PDD 様式案での文言を修正した。
 - － JISC1 の案「Length of the period within which emission reduction units are to be earned」
 - － 今回採択された案「Length of the crediting period」※ 尚、「crediting period」の定義は、[PDD利用者用ガイドライン](#)のPart I. Bの『Glossary of joint implementation terms』に規定されている。
- ・ 2012 年以降について、ベースライン設定への影響等について意見が出された。2012 年以降のクレジットの扱いについて、JISC3 会合レポートに盛り込むこととなった。[JISC3 会合レポート](#)においては、「JISCはホスト国による承認に従って 2012 年以降のクレジット期間の終了もあり得ることを確認した。第一約束期間終了後にJIプロジェクトを実施することで生じる排出削減の位置付けは、UNFCCCの下に関連する合意によって決定される。JISCは、2012 年を超えるクレジット期間の場合におけるベースライン設定の問題について、更なる協議を行なうことを決定した」⁹と確認した。
- ・ **プロジェクトの承認**：関係締約国の承認状 (LoA (Letter of Approval)) の提出時期等について審議が行われた。認定独立組織 (AIE) ¹⁰が、PDD決定 (determination) を行う前にウェブ上でJI-PDDを公表する時点 (30 日間のパブコメの受付を開始する時点) までに提出しなければならないといった意見もあった。しかし、AIEのPDD決定がLoA発行の条件になっているホスト国もあるといった意見もあり (具体的には、ルーマニアの委員が自国の承認プロセスを例として挙げた)、[PDD利用者用ガイドライン](#)のPart I. Bの『Glossary of joint implementation terms』の「Project approval by the Parties involved」の項目の第 5 段落を「JI-PDD関係締約国 (ホスト国と投資国) の無条件かつ書面による承認状は、遅くともAIEの最終決定報告 (final determination report) が公表されるまでに

⁸ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Annex2.pdf

⁹ [JISC3 会合レポート](#) 段落 6。

¹⁰ 独立組織 (Independent Entity; IE) は、JIの第 2 トラックのための審査機関で、CDMにおけるOEに該当する。JISCがIEに対して認定 (accreditation) を与えると、認定独立組織 (Accredited Independent Entity; AIE) となる。AIEは、CDMにおけるDOEに該当する。

JI-PDDに添付しなければならない」¹¹と修正した。

- ・ **環境影響評価**：環境影響の分析に関するパブリック・インプットのコメントは事務局修正案では反映されていなかったが、当該コメントを支持する委員が存在し、また環境影響評価の重要性が確認されたため、環境影響分析に関する書類を添付することとした¹²。
- ・ 環境への影響が重大であると考えられる場合の環境影響評価の実施結果の取り扱いについて議論がなされたが、PDD様式案の文法的な訂正を行った以外は元のままの文言で合意された¹³。
- ・ **利害関係者のコメント**：JI-PDD 様式案「セクション G. 利害関係者のコメント」について、コメントした利害関係者のリストとそれらのコメントの特性（nature）、コメントがどのように収集され、それにどのように対応したかかといった情報を記述することとなった。受け付けたすべてのコメント（英語／他言語は英語に翻訳）といった文言の挿入も検討されたが、コメントのリストを記載することとなった。
- ・ **Early Movers**：Early Mover の定義を含め、議長からの提案で簡単な文言を作成し、報告書に Early Movers の定義とその取り扱いについて検討した。議長提案の文言は、下記のとおり。

－議長提案 JI-PDD 様式は、2006 年 5 月 30 日を貴店として有効となる。「早期開始プロジェクト (Early Movers)」とは、2006 年 5 月 30 日以前に承認状 (LoA) を受け取っているプロジェクトである。CDM-PDD 様式の関連部分を利用しているこれらのプロジェクトは適格である。プロジェクト参加者によって選出され、JI ガイドライン段落 33 に従って決定 (determination) を行う AIE は、合意された JI-PDD 様式に含まれるべきすべての情報が、提出された CDM 用 PDD に記載されていることを確認しなければならない。

The JI PDD form will be in effect as of 30 May 2006. "Early movers" are those projects that have Letters of Approval before 30 May 2006. Those projects that have used the relevant parts of the CDM PDD form are eligible. The AIE selected by the project participants to perform the determination according to paragraph 33 of the JI guidelines shall confirm that the PDD submitted provides all the information covered by the JI PDD form agreed on.

これについて、副議長のもと 4 名（合計 5 名）の小グループで協議を行い、2 日目に審議することとなった。2 日目の審議冒頭に、下記文言が提示され、審議を経て最終的な文言が確定した。

－当初案 JISC は、JI-PDD 様式が 2006 年 5 月 30 日を基点として有効となり、この日以後は JI プロジェクトに対して利用しなければならないと決定した。

2006 年 5 月 29 日より以前に締約国から書面による承認を得たプロジェクトは、JI ガイドライン段落 31 (e) に従って、JI 及び CDM の PDD 様式のいずれかを利用するものとする。CDM の PDD 様式を利用する場合、プロジェクト参加者によって選出され、JI ガイドライン段落 33 に従って決定 (determination) を行う AIE は、JI-PDD 様式に含まれるべきすべての情報が提出された CDM 用 PDD に記載されていることを確認しなければならない。

The JISC decided that the JI PDD form will be in effect as of 30 May 2006 and shall be used for JI projects after this date.

Projects with written approvals from Parties, in accordance with paragraph 31 (e) of the JI guidelines, dated before 29 May 2006 shall use either the JI PDD form or the CDM PDD forms. In the latter case, the AIE selected by the project participants to perform the determination according to paragraph 33 of the JI guidelines shall confirm that the PDD submitted provides all the information covered by the JI PDD form.

¹¹ [Guidelines for Users of the Joint Implementation Project Design Document Form \(Annex 2 to JISC3 Report\)](#), Part I. B, 'Project approval by the Parties involved', "... This approval by the Parties involved should be unconditional and in writing and shall be attached to the JI PDD at the latest before the final determination report is made public available."

¹² [Draft Joint Implementation Project Design Document Form \(Annex 1 of JISC3 Report\)](#), Section F.1.

¹³ [Draft Joint Implementation Project Design Document Form \(Annex 1 of JISC3 Report\)](#), Section F.2.

この議論と関連して、作成する PDD 様式案がいつから有効となるかについて検討し、5月30日ではなくウェブサイトからダウンロードする期間を設けるという理由から6月15日とした。

一審議後 JISC は、JI PDD 様式が 2006 年 6 月 15 日を基点として有効になり、この日以降に JI プロジェクトに対して利用しなければならないと決定した。

2006 年 6 月 15 日より前に締約国から書面の承認を得たプロジェクトは、JI ガイドライン段落 31(a)¹⁴に従って、JI 及び CDM の PDD 様式いずれかを利用するものとする。CDM の PDD 様式を使用する場合、プロジェクト参加者によって選出され JI ガイドライン段落 33¹⁵に従って決定 (determination) を行う AIE は、JI の PDD 様式及び関連する JISC のガイダンスで求められているすべての情報が提出された CDM 用 PDD に記載されていることを確認しなければならない。

The JISC decided that the JI PDD form will be in effect as of 15 June 2006 and shall be used for JI projects after this date.

Projects with written approvals from Parties in accordance with paragraph 31 (a) of the JI guidelines dated before 15 June 2006 shall use either the JI PDD form or the CDM PDD forms. In the latter case, the AIE selected by the project participants to perform the determination according to paragraph 33 of the JI guidelines shall confirm that the PDD submitted provides all the information covered by the JI PDD form and related JISC guidance.

- Early Movers が用いる PDD 様式種別以外に、特別に柔軟な取り扱いを認めるかどうかについても、問題提起がなされたが、議論が混乱してきたため、議論未了で先延ばしされた。
- **LULUCF プロジェクト** : LULUCF のための PDD 様式は、通常のプロジェクトのものをほぼ変えずに利用することができる。若干違うところがあるが、ここで詳細に詰めていくと相当な時間を要する。そこで、JI-PDD 様式案及び利用者用ガイドライン案をとりあえず採択し、改めて JISC4 で LULUCF 用の PDD 様式について審議することとした。Goetze 氏 (カナダ) と協議して、事務局が JISC3 で合意した JI-PDD 様式案とガイドライン案をベースにして LULUCF 用の PDD とガイドラインを準備する。
- **COP/MOPでの採択** : JI-PDD 様式は COP/MOP2 で採択されるものであり、したがってそれまでは「案」である。利用者用ガイドラインは、COP/MOPでの採択を必要としないものであるが、PDD 様式案の変更があればそれに伴って変更され得ることが確認された。これを受けて、JISC は、COP/MOP で採択されるまでの間暫定的に適用されるという了解のもとで、[JI-PDD 様式案](#)¹⁶及び[利](#)

¹⁴ [Decision 9/CMP.1 \(JI Guideline\)](#), para.31(a) “Project participants shall submit to an accredited independent entity a project design document that contains all information needed for the determination of whether the project; (a) Has been approved by the Parties involved” 「プロジェクト参加者は、プロジェクトが以下のとおりかどうかを決定するために必要な情報を全て含める PDD を AIE に提出するものとする ; (a) 関係締約国の承認を受けている」

¹⁵ [Decision 9/CMP.1 \(JI Guideline\)](#), para.33 “The accredited independent entity shall determine whether: (a) The project has been approved by the Parties involved; (b) The project would result in a reduction of anthropogenic emissions by sources or an enhancement of anthropogenic removals by sinks that is additional to any that would otherwise occur; (c) The project has an appropriate baseline and monitoring plan in accordance with the criteria set out in appendix B below; (d) Project participants have submitted to the accredited independent entity documentation on the analysis of the environmental impacts of the project activity, including transboundary impacts, in accordance with procedures as determined by the host Party, and, if those impacts are considered significant by the project participants or the host Party, have undertaken an environmental impact assessment in accordance with procedures as required by the host Party.” 「AIE は以下について決定しなければならない。(a) プロジェクトが関係締約国によって承認されているかどうか ; (b) プロジェクトが、プロジェクトがない場合に起こるものに対して追加的である排出源からの人為的排出量の削減又は吸収源による人為的吸収量の増進となるかどうか ; (c) プロジェクトが附属書 B に定められた基準に従った適切なベースライン及びモニタリング計画を有しているかどうか ; (d) プロジェクト参加者が、ホスト締約国が決定した手続に従って越境的影響を含むプロジェクト活動による環境影響の分析にかかる書類を AIE に提出したかどうか、並びにプロジェクト参加者又はホスト締約国がその影響が重要であると考えられる場合には、ホスト締約国が定める手続に従って環境影響評価を実施したかどうか。」

¹⁶ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report_Annex_1.pdf

[用者用ガイドライン](#)¹⁷について合意した。(JISC3 で採択されたJI-PDD様式案の概要について、[別添1](#)を参照。)

3 (b) 審理 (review) 手続

- JISC2 において、JISCは、事務局が作成した「JISCの確認手続 (verification procedure)¹⁸における審査 (review) 手続案」を検討した。また、審理要請の制度、審理要請の際に用いる様式、及び逼迫的期限の順守を含め、JIガイドラインの段落 35¹⁹及び 39²⁰の制度実施 (operationalisation) について審議した。審議に基づいて手続案を修正したが、JISC3 において更に審議する (特に、期限及び審理の基準について) ことを決定し、事務局に対して審理チームの専門家の業務指示書 (TOR) 案を作成するよう要請した。
- 事務局は、JISC議長と協議して、[審理手続案 \(JISC3 Proposed Agenda and AnnotationsのAnnex 3\)](#)²¹を修正し、[「決定の評価に関する手続案」 \(JISC3 Proposed Agenda and AnnotationsのAnnex 4\)](#)²²を作成し、同様に[審理チームの専門家のTOR案 \(JISC3 Proposed Agenda and AnnotationsのAnnex 5\)](#)²³も作成した。
- JISC2 で協議された審理手続案からの修正について事務局 (Bjorn Zapfel 氏) からプレゼンテーションが行われた。

¹⁷ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report_Annex_2.pdf

¹⁸ ここで言う「verification」は、CERやERUの「verification (検証)」とは異なる意味である。JISCのverification procedure については、JIガイドラインのセクションEに「Verification procedure under the Article 6 Supervisory Committee」として規定されている。ここで規定されているJISCのverification procedureは、段落 30～45 に含まれており、特にその定義は段落 30 に規定されている。

[Decision 9/CMP.1 \(JI Guideline\)](#), para.30 “The verification procedure under the Article 6 Supervisory Committee is the determination by an independent entity, accredited pursuant to appendix A below, of whether a project and the ensuing reductions of anthropogenic emissions by sources or enhancements of anthropogenic removals by sinks meet the relevant requirements of Article 6 and these guidelines.” 「JISCの確認手続 (verification procedure) とは、プロジェクトとその結果の排出源による人為的排出量の削減又は吸収源による人為的吸収量の増進が [京都議定書] 第 6 条及びこのJIガイドラインの適切な要件に合致しているかどうかについての、本文書の添付文書Aに従って認定された独立組織による決定のことである。」

¹⁹ [Decision 9/CMP.1 \(JI Guideline\)](#), para.35 “The determination regarding a project design document shall be deemed final 45 days after the date on which the determination is made public, unless a Party involved in the project or three of the members of the Article 6 Supervisory Committee shall finalize the review as soon as possible, but no later than six months or at the second meeting following the request for review. The Article 6 Supervisory Committee shall communicate its decision on the determination and the reason for it to the project participants and the public. Its decision shall be final” 「プロジェクト設計書に関する決定は、その決定が公表された日より 45 日後に、最終的な決定とみなされるものとする。ただし、プロジェクトの関係締約国又はJISC委員のうち 3 名がJISCによる審査を要請した場合にはこの限りではない。そのような審査が要請される場合、JISCは出来る限り速やかに、6 ヶ月を越えない又は審査要請後 2 回目のJISCの会合において審査について最終決定を行なうものとする。JISCは、その決定とその理由をプロジェクト参加者に通知するとともに、一般に公開する。本決定は、最終的なものとする」

²⁰ [Decision 9/CMP.1 \(JI Guideline\)](#), para.39 “The determination regarding reported reductions in anthropogenic emissions by sources or enhancements of anthropogenic removals by sinks shall be deemed final 15days after the date on which it is made public, unless a Party involved in the project or three of the members of the Article 6 Supervisory Committee request a review by the Article 6 Supervisory Committee. If such a review is requested, the Article 6 Supervisory Committee shall: (a) At its next meeting or no later than 30 days after the formal request for the review decide on its course of action. If it decides that the request has merit, it shall perform a review; (b) Complete its review within 30 days following its decision to perform the review; (c) Inform the project participants of the outcome of the review, and make public its decision and the reasons for it.” 「排出削減量 (吸収源) に関する決定は、公表された日付から 15 日後に最終的な判断とみなされるものとする。ただし、プロジェクトの関係締約国又はJISCの委員 3 名が、JISCによる審査を要請する場合はその限りではない。そのような審査が要請される場合、JISCは以下のことを行なうものとする：(a) その次回会合又は審査が要請された後 30 日を越えない時点で、どのような行動をとるか決定する。要請に値すると決定する場合、JISCは審査を行なうものとする；(b) 審査を行なうと決定した後、30 日以内に審査を完了する；(c) 審査の結果をプロジェクト参加者に通知し、その決定とその理由を一般に公表する」

²¹ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Annex3.pdf

²² http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Annex4.pdf

²³ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Annex5.pdf

<プレゼンテーションの概要：審理手続>

●背景

- ・ JISC2 において審理手続案について審議
- ・ JISC2 において事務局に対して審理チーム (review team) に参加する専門家の TOR 案を作成するよう要請
- ・ JISC3 での議論のために、事務局が文書を準備：①審理手続案の修正版、②決定の評価 (appraisal) 手続案、③評価及び審理のための専門家の TOR 案

●論点

- ・ 審理とその要請のあり方
- ・ 逼迫的な期限
- ・ 審理とその要請に関する様式

●審理手続案の修正点

- ・ 審理要請に用いる様式の追加
- ・ 期限
 - － 審理要請後、30 日以内に審理要請を受理するか否かを決定するか？
 - － 審理要請後、次回会合で決定又は電子的決定を行なうというのは解決方法となるか？

●評価 (appraisal) 手続案

- ・ JISC 議長との協議のうえ、事務局が評価手続案を作成
- ・ PDD 又は排出削減量に関する決定 (determination) が公表されたら直ちに、審理要請を受理するか否かについて 2 件の個別評価 (independent appraisal) を専門家 (JISC 委員をサポートする立場) が作成するとする

●専門家の TOR 案

- ・ 事務局が作成した TOR 案は、決定の評価 (appraisal) を実施する専門家、並びに審理チームに参加する専門家を想定
- ・ 基本的考え方：決定の評価又は審査チームに関与する専門家の登録名簿 (ロスター) を作成する。専門家は、同一のプロジェクトの決定評価と審査のいずれかのプロセスのみに関与する。

- ・ **審理 (review) 手続と評価 (appraisal) 手続**：審理手続と評価手続を一括して検討し、又一括採択するか否かについて審議した。2 つの手続は別個のものであるとの意見が出され、今回は審理手続案について修正・検討を行い採択に至った。
- ・ 審理手続は、JISC の会合内で行うべきだとする意見が出された。その理由は、審理内容には機密情報が含まれる場合が往々にしてあるからである。さらに、JISC 会合で審理を行うとするならば、会合開催前に出される「暫定議題 (Proposed Agenda)」の公開期限や各委員に配布すべき資料として準備する時間的猶予を考慮した上で、再考すべきであるとした。
- ・ JISC の委員の過剰負荷を避けるためにも、現時点ではどれくらい審理が行われることとなるのか予想できないこともあり、専門家の広範な活用を含む幅広な規定とすべきとする意見もあった。これに対して、専門家に全幅の信頼を寄せるのは難しいとの意見も出された。
- ・ 評価手続には、オプションとして①外部専門家による評価手続システムの導入、②JISC 各委員による評価手続、の 2 つがあることが事務局から提示された。オプション①は、JISC 委員に対する負荷の軽減に資するものであり、オプション②は評価手続結果に対する高い信頼性に資するものである。
- ・ 審理手続及び評価手続に用いる様式は、評価手続を上記 2 オプションのどちらを取るかによって、変わってくるとの意見も出されたが、結局評価手続は JISC4 での検討に回され、審理手続の規定の

みを採択した。

- ・評価手続に関するオプション・ペーパーについては、事務局が準備し、JISC4での審議に付する予定である。
- ・**審理チームに参加する専門家の業務指示書 (TOR)**：決定の評価を行い、審査チームに参加する専門家のTOR案について審議し、当初案を修正の上採択した。TOR案の審議においては、評価手続を今後どのようにするかが明確ではないものの、専門家は評価手続にも関与できる旨を盛り込むこととなった。これによって、審査手続と評価手続に参加する専門家は、同一のロスターに登録されることとなる。
- ・TORの採択を受けて、JISC3後に事務局が審理チーム参加専門家の公募を行う予定である。
- ・JISCは、[審理手続 \(JISC3 会合レポートAnnex3\)](#)²⁴及び[評価手続に関与する又は審理チームに参加する専門家のTOR \(JISC3 会合レポートAnnex4\)](#)²⁵を採択した。

3 (c) 独立組織 (IE) の認定

- ・[決定 10/CMP.1](#)段落 2 (b)²⁶において、COP/MOPはJISCに対して、JIガイドライン添付文書 (Appendix) Aと矛盾せず、CDM理事会が作成した運営機関の認定手続を考慮して、独立組織 (IE) の認定に関する基準と手続を優先的に策定するよう要請した。さらに、JIガイドラインの段落 3 (c)²⁷に従って、JISCはCDM理事会の関連任務を考慮し、JIガイドライン添付文書 (Appendix) Aの独立組織 (IE) 認定の基準と手続を検討し、COP/MOPに対して当該基準と手続の改訂について勧告する。
- ・JISC2において、JISCは、独自にJI認定パネル (JI-AP) を設立することを決定した。さらに、事務局に対して、JISC3で検討するために、JI-APの専門家を公募し、応募者リストを作成するよう要請した。
- ・JISCは、1時間程度の非公式協議を行い、JISC委員からJI-APの議長及び副議長を選出するとともに、事務局が準備した応募者リストからJI-APのメンバーを選出した。
議長：Oleg Pluzhnikov氏 (JISC委員/ロシア)
副議長：Fatou Gaye氏 (JISC委員/ガンビア)
メンバー：Shinichi Iioka (飯岡 眞一) 氏²⁸ (日本)
Ken Beck Lee氏 (カナダ)
Vijay Mediratta氏 (インド)
Maureen Mstasa氏 (ジンバブエ)

²⁴ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report_Annex_3.pdf

²⁵ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report_Annex_4.pdf

²⁶ [Decision 10/CMP.1](#), para. 2 “[COP/MOP] [r]equests the Joint Implementation Supervisory Committee to establish and execute a work programme including the following tasks: (b) To further elaborate, as a priority, standards and procedures for the accreditation of independent entities, consistent with appendix A of the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol, taking into consideration, as appropriate, the procedures for accrediting operational entities developed by the Executive Board of the clean development mechanism.” 「COP/MOPはJISCに対し、下記の作業課題を含めた作業計画を策定し、施行するよう要請する。

(b) 必要に応じてCDM理事会が策定した運営機関の認定手続を考慮しながら、京都議定書第6条の実施のためのガイドラインの添付文書Aと齟齬をきたさない形で、独立組織の認定の基準及び手続を、優先的に精緻化する。」

²⁷ [Decision 9/CMP.1 \(JI Guideline\)](#), para. 3 “The Article 6 Supervisory Committee shall supervise, inter alia, the verification of ERUs generated by Article 6 project activities, referred to in section E below, and be responsible for: (c) The review of standards and procedures for the accreditation of independent entities in appendix A below, giving consideration to relevant work of the Executive Board of the clean development mechanism (CDM) and, as appropriate, making recommendations to the COP/MOP on revisions to these standards and procedures.” 「JISCは、特に本ガイドラインの付属書Bを参照してJIプロジェクト活動によって創出されるERUの懸賞を監督し、以下について責任を負う。(c) CDM理事会の関連任務を考慮しつつ、本ガイドライン付属書Aに定める独立組織の認定のための基準及び手続の検討を行う。適切な場合にはその基準・手続の改訂についてCOP/MOPに勧告を行う。」

²⁸ 環境経済研究所所長/UNFCCC CDM理事会 登録・発行チーム (RIT) メンバー。

Takashi Otsubo (大坪 孝至) 氏²⁹ (日本)

Satish Rao氏 (インド)

- JI-AP の議長である Oleg 氏は、第 1 回目の AP を 7 月 15～16 日に開催する予定であるとした。また、2006 年内に 2～3 回の会合を予定しているが、開催の可否は財源状況によるところが大きいと述べた。
- JI-AP での検討事項は、AP の手続規則 (Rule of Procedures)、調査チーム (Assessment Team)、認定のプロセス (認定手続や審理等) であることを確認した。
- JISC は、AP の第 3 回会合を予定通り開催できれば、2006 年末までに認定プロセスを開始すると決定した。ただし、現在のところ AP 第 3 回会合開催の資金は確保できておらず、そもそも第 1 回会合すら来年度の JI 用コア予算からの借入で開催することが事務局から告知された。
- 認定プロセスに係る財源についても、不足していることが確認され、JISC は附属書 I 締約国に対して、可能な限り速やかに拠出をするよう要請した。

3 (d) ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス

- [決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (f) ³⁰において、COP/MOPはJISCに対して、JIガイドライン添付文書 (Appendix B)に関するガイダンス (決定 17/COP.7 段落 6 (c) に定められた小規模プロジェクトに関する規定を含む) を可能な限り早急に策定するよう要請した。
- JISC1 において、JISC は事務局に対して、ベースライン設定及びモニタリングに関する基準のガイダンスにについて、パブリック・インプットを受け付けるよう要請した。インプットは、2006 年 2 月 10 日～3 月 1 日まで受け付けられた。JISC2 において、インプットを検討した。
- JISC2 において、JISC は 2 名の委員 (Bjork 氏及び Henkemans 氏) が、JISC3 で審議するために、既存のガイドラインに基づいて、ベースライン設定及びモニタリングの基準に関する一般的ガイダンス案を作成することで合意した。
- JISC3 の公式協議においては、2 名の委員が作成した「ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス案」について、具体的な審議を行なわなかった。また、2 名の委員が作成していると想定されるガイダンス案についても、現在のところ公表されていない。
- 「ガイダンス案」の今後の審議予定についてのみ、JISC3 の公式協議で議論した ([JISC3 会合レポート Annex 5](#) ³¹参照)。2 名の委員が、事務局と協議しながら再ドラフトを行い (～6 月 19 日までを予定)、その後 JISC メンバーに提示し検討を行う (6 月 20 日～7 月 3 日を予定)。各委員から出された意見に基づいて、事務局が修正を行い、それについて更に委員と連絡調整を行う (7 月 3 日～18 日を予定)。合意を得られない場合は、電話会議の開催も予定している。上記プロセスを経て合意を得た「ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス案」について、事務局を通じて、再度パブリック・インプットを受け付ける (7 月 19 日から 4 週間を予定)。
- パブリック・インプット受付 (7 月 19 日～8 月 15 日) 終了後に、事務局がインプットに基づいて編集を行い、JISC4 で審議する。

²⁹ 財団法人日本適合性認定協会/UNFCCC CDM理事会 認定パネル (AP) メンバー。

³⁰ [Decision 10/CMP.1](#), para. 2 “[COP/MOP] [r]equests the Joint Implementation Supervisory Committee to establish and execute a work programme including the following tasks: (f) To develop, as soon as possible, guidance with regard to appendix B of the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol, including provisions for small-scale projects as defined in paragraph 6 (c) or decision 17/CP.7, as appropriate.” 「COP/MOPはJISCに対し、下記の作業課題を含めた作業計画を策定し、施行するよう要請する。(f) 必要に応じて、決定 17/CP.7 段落 6 (c) に定められている小規模プロジェクトに関する規定を含め、JIガイドライン添付文書Bに関するガイダンスを可能な限り早急に策定する。」

³¹ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report_Annex_5.pdf

3 (e) 小規模プロジェクト

- ・ [決定 10/CMP.1](#) 段落.2 (f) ³²において、COP/MOPはJISCに対して、決定 17/CP.7 段落 6 (c) の小規模プロジェクトに関する規定を含め、JIガイドライン添付文書 (Appendix) Bに関するガイダンスを早急に策定するよう要請している。
- ・ JISC1 及び JISC2 において、JISC は 4 名の委員 (Castro 氏、Gaye 氏、Sokolov 氏、及び Trusca 氏) に対して JI の小規模プロジェクトに関する規定案を作成するよう指示した。その規定案は、JISC3 で審議することとなっていた。
- ・ 事務局より、CDM の小規模プロジェクトに関するプレゼンテーションが行われた。

＜プレゼンテーションの概要：小規模 CDM の主要な要素＞

- 小規模プロジェクトのための簡素化
 - ・ トランザクション・コストの削減：例えば、小規模 CDM 用の簡素化された PDD や方法論、同じ DOE が有効化審査と検証・認証を行なうことができる等
 - ・ セーフガード：大規模プロジェクトをデバンドリング（細分化）は認められない。
- 追加性

以下の障壁のうち 1 つ以上があることを証明しなければならない

 - ・ 投資障壁
 - ・ 技術的障壁
 - ・ 一般的慣行に伴う障壁
 - ・ その他の障壁（制度的な障壁、情報不足又新技術の採用能力等）
- デバンドリング・テスト

プロジェクト参加者がプロジェクトの分野が同じ、且つ技術が同じ等、全ての条件に該当する別の小規模 CDM プロジェクトが登録又は登録申請されている場合、大規模プロジェクトの一部を細分化したとみなされ、小規模プロジェクトの簡素化された手続等を適用することができない。
- 小規模 CDM の方法論
 - ・ タイプ 1 (再生可能エネルギープロジェクト)：AMS-I.A-D の 4 件
 - ・ タイプ 2 (省エネプロジェクト)：AMS-II.A-F の 6 件
 - ・ タイプ 3 (人為的排出量削減プロジェクト)：AMS-III.A-I の 9 件

合計：19 件
- 小規模 CDM のプロジェクト

	タイプ 1 最大出力が 15MW までの再生可能エネルギープロジェクト	タイプ 2 年間の削減エネルギー量が 15GWh までの省エネプロジェクト	タイプ 3 排出量が CO2 換算で年間 15kt 未満の人為的な排出量を削減するプロジェクト
(2006 年 5 月 8 日時点)			
登録済みプロジェクト件数	69	7	7
平均年間排出削減量	24,350	4,470	118,036
最大年間プロジェクト排出削減量	57,341	5,424	220,439
最小年間プロジェクト排出削減量	524	3,393	21,601

³² 脚注 31 参照。

- ・ JISC3 の公式協議においては、具体的な審議を行なわなかった。議長より 4 名の委員（Castro 氏、Gaye 氏、Sokolov 氏、及び Trusca 氏）に対して、CDM の小規模プロジェクトに関する規定を考慮して、JI の小規模プロジェクトに係る規定案及び PDD 様式案を作成するよう要請した。4 名の委員が作成する規定案等について、JISC4 で審議することが確認された。
- ・ 議長からは、CDM と異なる点として、JI では大規模プロジェクトの細分化（デバンドリング）の取り扱いをどうするかが一つの問題となることが指摘された。マラケシュ合意においては、CDM プロジェクトのデバンドリングは許されない旨明記されているが、JI プロジェクトのデバンドリングに関する規定はないためである。今後、議論が行われていくであろう。

3 (f) 2006～07 年の管理計画

- ・ [決定 10/CMP.1](#) 段落 2 (g) ³³に従って、JISC は、CDM 理事会の経験を念頭に置きつつ、2006～07 年の管理計画（予算を含む）を可能な限り早く作成し検討する。
- ・ JISC2 において、JI の管理計画（JI-MAP）の構成に合意し、事務局に対して JISC2 で審議するために管理計画案初稿を作成するよう要請した。
- ・ 事務局（山崎 元資氏）より、2006～07 年の管理計画案に関するプレゼンテーションが行われた。

<プレゼンテーションの概要：2006～07 年の管理計画案>

●目次

- ・ 要約
- ・ 管理計画（JI-MAP）の目的
- ・ 背景
- ・ JISC の能力の強化
- ・ 外部専門家の活用
- ・ 2006～07 年の JISC 作業計画及びプライオリティ
- ・ 事務局の能力の強化
- ・ 2006～07 年の予算
- ・ Annex：2006 年の JISC 作業計画／2006～07 年の JISC 会合スケジュール等

●想定される今後の動向

- ・ 2006 年末までに認定及び審理（review）の手續が確定し、2007 年には認定及び PDD の決定に関する審理それぞれの手續の運用を開始する。
- ・ JISC が評価する認定は 25 件、PDD の決定に関する審査を受けるプロジェクト数は 125 件（2006 年に 25 件／2007 年に 100 件）

●JISC のサポート

- ・ 認定パネル＋事例毎の調査チーム（最低 3 名の委員で構成）
- ・ 方法論：パネルは設けない。審査のための専門家登録名簿を作成する。
- ・ 事務局：4 名の専門職員＋2 名の一般職員

³³

[Decision 10/CMP.1](#), para. 2 “[COP/MOP] [r]equests the Joint Implementation Supervisory Committee to establish and execute a work programme including the following tasks: (g) To develop, as soon as possible, its management plan including a budget plan for the period 2006-2007, and keep it under review, bearing in mind the experience of the Executive Board of the clean development mechanism in this area, as appropriate.” 「COP/MOP は JISC に対し、下記の作業課題を含めた作業計画を策定し、施行するよう要請する。(g) CDM 理事会の当該分野における経験を念頭に置きつつ、2006～2007 年の予算計画を含む JISC 管理計画を、可能な限り早急に作成し、検討に付し続ける。」

●2006～07年の予算

(単位：US\$)	2006年	2007年	合計
コア予算	569,803	569,803	1,139,605
	JISC 会合 2 回 事務局員 3 名	JISC 会合 2 回 事務局員 3 名	
追加予算	1,272,945	1,975,240	3,248,185
	JISC 会合 3 回 事務局員 2 名	JISC 会合 2 回 事務局員 3 枚	
	ワークショップ 2 回 認定 5 件 プロジェクト審査 25 件	ワークショップ 2 回 認定 20 件 プロジェクト審査 100 件	
合計	1,842,748	2,545,043	4,387,790

●財源の状況 (2005年5月15日現在)

予算	2006年～07年のコア予算	1,139,605
	2006年～07年の追加予算	3,248,185
	合計	4,387,790
収入	2005年からの繰り越し	84,144
	2006年に受領した拠出	227,503
	2006年～07年のコア予算	1,139,605
	合計	1,451,252
現在の不足額 (①)		2,936,538
約束額 (②)		1,265,924
想定される不足額 (①-②)		1,898,117

●論点

- ・ 2007年の作業計画：IEの認定をはじめ現在審議し決定を行なっている手続について、確定した手続をいつから開始するか。
- ・ 課金：JISCの活動の運営費をどこまで課金で賄うか。いつから課金を開始するか。
- ・ 予算の配分：JISCの活動・作業計画のうちどれを優先させるか。

- ・ JISCは、事務局が作成した[管理計画 \(JI-MAP\) 案 \(JISC3 Proposed Agenda and AnnotationsのAnnex 6\)](#)³⁴に基づいて、2006～07年の管理計画について審議した。JISCが審議し決定していく事項について、どれを優先すべきであるかという点が議論された。次回会合、JIウェブサイトの維持管理、認定パネルが優先すべきであることは意見の一致があったが、そのうちどれが最優先であるかについては結論が出なかった。
- ・ 2007年の作業計画については、次回会合 (JISC4) において検討することとなった。
- ・ Henkemans 氏 (オランダ) と Castro 氏 (エクアドル) の2名の委員が、事務局と協議してJI第2トラックの手続における課金制度について文書を作成し、その文書についてJISC4で審議予定である。

³⁴ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Annex6.pdf

4. その他

- ・ **JISC4 の開催** : JISC は、次回会合 (JISC4) の暫定議題について審議し、採択。
- ・ JISC4 の主要な議題は、①独立組織の認定、②ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス、③小規模プロジェクト、④評価手続、⑤決定報告書と検証報告書の様式、⑥LULUCF プロジェクトのJI-PDD様式と利用者用ガイドライン、⑦課金に関する規定、⑧2006～07年の管理計画 (JI-MAP)、⑨COP/MOPへのJISCの報告、とすることで合意した ([JISC3 会合レポートAnnex 6](#)³⁵参照)。
- ・ JISC4 は、当初7月の開催を予定していたが、9月12～15日の開催となった。12日終日及び13日午前は、非公式会合 (非公開) とし、13日午後～15日を公式会合として公開することとした。
- ・ **JISC5 の開催予定** : COP/MOP2 (11月6～17日/ケニア・ナイロビ) の前に開催される予定の JISC5 について、CDM 理事会の開催日程と重ならないように調整して、ドイツ・ボンで開催することが報告された。現在のところ、暫定的に10月30日～11月1日の開催予定とした。
- ・ **COP/MOP2 に対する報告** : COP/MOP2 に対する JISC の報告について、報告書の提出期限が8月11日であるため、事務局が報告書案を作成し、それを各委員 (代理委員も含む) に送付しコメントを受け付けることとした。コメントを受けて、事務局が調整を行い、報告書を提出することとなった。
- ・ 事務局に対して、8月11日以降にも補足の文書を追加できることを確認した。

Q&A セッション

- ・ 5月29日 (JISC3 最終日) に委員会とオブザーバーとの Q&A セッションが行われた。主な討議内容は以下の通り。

Q1 (IETA) : LULUCF 用 PDD について、現行の通常 PDD をどのように変更するのか? 別個の PDD を作成することはないのか?

A1 (Goetze 委員) : 別個の LULUCF 用 PDD を作るよりも、現行の通常 PDD に合わせる方が混乱を避けると言う意味で、明確性を確保できると考えるからである。ただし、まだ決定をした訳ではない。

Q2 (OECC) : Early Movers は6月15日までに関係締約国の承認状を添付しなければならないと決定されたが、JI ガイドラインの段落32に規定されているように PDD 決定の報告書を作成する前に、30日間ウェブ上で公開してコメントを受け付けるとされている。Early Movers はこの30日間ウェブ公開のステップを飛ばすのか?

A2 (Henkemans 委員) : 非公式に JISC 委員間では、Early Movers も PDD をウェブ公開することは話したが、30日間のウェブ公開という文脈ではないし、その件について合意にも達していない。Early Movers の PDD 公開は9月まで待ってもらわなければならない。現時点ではまだまだ審議できていない部分が多いので、次回会合で詳細を詰めていく。

Q3 (世界銀行) : Early Movers が用いた PDD を変更して、PDD を再度作り直すことは費用がかさむが、その費用についての情報は提供できるか。

³⁵ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report_Annex_6.pdf

A3 (Stoycheva 議長) : JISC の中でも、PDD の作り直しの費用については、意見が二分している。今後さらに議論をつめる必要がある。

A3 (Henkemans 委員) : あらためて問題を蒸し返すことはしないが、情報を持っているなら、提供を歓迎する。

Q4 (ポイント・カーボン) : PDD を更新する場合は、IE が情報の更新の必要性を判断しているのか？

A4 (Stoycheva 議長) : IE が判断すべき問題で、JISC は何も関与しない。

Q5 (ポイント・カーボン) : 小規模プロジェクトのプレゼンテーションで紹介されたが、小規模 CDM の排出削減量よりも JI の方が 10 倍多くなるというのは、せいぜい 5 倍程度であり、取引費用 (transation cost) も CDM よりも JI の方が高くなるとの予想であるが。

A5 (Stoycheva 議長) : 小規模 JI プロジェクトの取引費用の削減や小規模の上限については、今後議論を進める。

5. 閉会

- ・事務局が作成した JISC3 会合レポート案について検討し、レポートを採択した。JISC3 会合レポートは、[UNFCCCウェブサイト内JISCセクション](#)³⁶に公開される[JISC3 会合レポート \(原文\)](#)³⁷参照。
- ・議長が閉会を宣言。

以上

(文責 : (財) 地球環境センター (GEC) 元田智也 / (社) 海外環境協力センター (OECC) 森實順子)

³⁶ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings

³⁷ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report.pdf

別添

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

JI プロジェクト設計書 (JI-PDD) 様式 – CDM-PDD 様式との対照 –

JI-PDD 様式	JI-PDD 様式のポイント	CDM-PDD 様式 (Version02)
A. プロジェクトの概要 (General description of the project)		A. プロジェクト活動の概要 (General description of project activity)
A.1. プロジェクトの名称	① CDM-PDD の A.4.2「プロジェクト活動のカテゴリー」が、JI-PDD では不要。 ② CDM-PDD の A.4.5「公的資金」に関する記述は、JI-PDD では不要。 ③ JI-PDD では、関係締約国のプロジェクト承認に関する記述が必要。関係締約国による書面の承認を添付しなければならない。 ④ プロジェクト承認は、プロジェクト参加者が PDD に添付して AIE に提出するものである。関係締約国の承認は、無条件かつ書面で与えられるべきもので、遅くとも最終決定報告 (final determination report) が公表される前までに添付する必要がある。	A.1. プロジェクト活動の名称
A.2. プロジェクトの内容		A.2. プロジェクト活動の内容
A.3. プロジェクト参加者		A.3. プロジェクト活動の参加者
A.4. プロジェクトの技術的記述		A.4. プロジェクト活動の技術的記述
A.4.1. プロジェクトの場所 ホスト国／地域・州・県等／市町村・コミュニティ等／プロジェクトの実施場所の詳細		A.4.1. プロジェクト活動の場所 ホスト国／地域・州・県等／市町村・コミュニティ等／プロジェクトの実施場所の詳細
A.4.2. プロジェクトによって採用される技術、又はプロジェクトによって実施される措置・運用・活動 Technology(ies) to be employed, or measures, operations or actions to be implemented by the project		A.4.2. プロジェクト活動のカテゴリー A.4.3. プロジェクト活動によって採用される技術 Technology to be employed by the project activity

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

<p>A.4.3. 提案する JI プロジェクト活動による GHG 排出量削減に関する概要説明（国家及び／又は分野別の政策と状況を考慮に入れて、当該プロジェクトが存在しなかった場合に排出削減が生じなかったであろう理由を含む） クレジット期間をこえた排出削減量の推定</p>		<p>A.4.4. 提案する CDM プロジェクト活動による GHG 排出量削減に関する概要説明（国家及び／又は分野別の政策と状況を考慮に入れて、当該プロジェクトが存在しなかった場合に排出削減が生じなかったであろう理由を含む） 選択したクレジット期間における排出削減量の推定</p>
<p>A.5. 関係締約国によるプロジェクト承認 締約国による書面の承認を添付しなければならない。</p>		<p>A.4.5. プロジェクト活動の公的資金</p>
<p>B. ベースライン (Baseline)</p>		<p>B. ベースライン方法論の適用 (Application of a baseline methodology)</p>
<p>B.1. 選択したベースラインの記述とその根拠</p>	<p>① JI ガイドライン添付文書 (Appendix) B 及び JISC が作成する「ベースライン設定とモニタリングの基準に関するガイダンス」に従ってベースラインを設定する。 ② CDM の承認方法論を適用してもよい。 ③ CDM の承認方法論を適用する場合には、その出典を記し、当該方法論を選択する根拠と適用可能性について記述</p>	<p>B.1. プロジェクト活動に適用した承認済みベースライン方法論の名称及び出典 当該方法論を選択した正当性と当該プロジェクトへの適用理由</p>
<p>B.2. 当該 JI プロジェクトが無かった場合と比較して、どのように GHG 排出量が削減されるのかについて記述</p>		<p>B.2. 当該プロジェクト活動への適用方法の記述 B.3. 登録された CDM プロジェクト活動がなかった場合と比較して、どのように GHG 排出量が削減されるのかについて記述</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

B.3. プロジェクト・バウンダリーの定義について、当該プロジェクトにどのように適用したのかに関する記述	<p>する。</p> <p>④ CDM の承認方法論を当該プロジェクトにおいてどのように適用するかについても詳述する必要がある。</p>	B.4. 当該ベースライン方法論に関連するプロジェクト・バウンダリーの定義について、当該プロジェクト活動にどのように適用したのかに関する記述
B.4. ベースラインに関する詳細な情報（ベースライン設定の日とベースラインを設定した個人名／機関名）		B.5. ベースラインに関する詳細な情報（ベースライン・スタディの完了日とベースラインを設定した個人名／機関名）
C. プロジェクトの期間／クレジット期間 (Duration of the project / crediting period)		C. プロジェクト活動の期間／クレジット期間 (Duration of the project activity / Crediting period)
C.1. プロジェクトの開始日	<p>① プロジェクトの開始日は、プロジェクト活動の実施・建設・実際の行動が開始された日のことを指す。</p> <p>② 2000 年時点で既に開始しているプロジェクトは、JI ガイドラインの要件を充足していれば有効である。</p>	C.1. プロジェクト活動の期間 プロジェクト活動の開始日と想定されるプロジェクト活動の稼働期間
C.2. 想定されるプロジェクトの稼働期間		C.2. クレジット期間の選択及び関連情報
C.3. クレジット期間の長さ		C.2.1. 更新可能なクレジット期間 第 1 クレジット期間の開始日とその長さ

	<p>③ ERU は、2008 年以降に開始されるクレジット期間に発行される。</p> <p>④ クレジット期間の開始日とその期間を記述する。クレジット期間は、2008 年以降にのみ設定可能であり、かつ「想定される稼働期間」を超えたクレジット期間は設定できない。</p> <p>⑤ クレジット期間の終了について、ホスト国の承認があれば 2012 年をまたいだクレジット期間の設定が可能である。</p>	<p>C.2.2. 固定クレジット期間 開始日とその長さ</p>
<p>D. モニタリング計画 (Monitoring plan)</p>		<p>D. モニタリング方法論・計画の適用 (Application of a monitoring methodology and plan)</p>
<p>D.1. 選択したモニタリング計画の記述</p>	<p>① JI ガイドライン Appendix B 及び JISC が作成する「ベースライン設定とモニタリングの基準に関するガイダンス」に従ってモニタリング計画を設定する。</p> <p>② CDM の承認方法論を適用してもよい。</p> <p>③ CDM の承認方法論を適用する場合には、関連するガイダンスも考慮に入れること。</p>	<p>D.1. プロジェクト活動に適用される承認済みモニタリング方法論の名称及び出典</p>
<p>D.1.1. オプション 1: プロジェクト・シナリオ及びベースライン・シナリオにおける排出量のモニタリング</p>		<p>D.2. 当該方法論を選択した根拠と当該プロジェクト活動への適用理由</p>
<p>D.1.2 オプション 2: プロジェクトからの排出削減量の直接モニタリング</p>		<p>D.2.1. オプション 1: プロジェクト・シナリオ及びベースライン・シナリオにおける排出量のモニタリング</p> <p>D.2.2. オプション 2: プロジェクト活動からの排出削減量の直接モニタリング</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

D.1.3. モニタリング計画におけるリーケージの扱い	④ CDM-PDD の該当項目と同様に、当該プロジェクトに従って、オプション 1 又はオプション 2 のいずれかを選択する。	D.2.3. モニタリング計画におけるリーケージの扱い
D.1.4. プロジェクトによる排出削減量を推計するために用いた計算式の記述		D.2.4. プロジェクト活動による排出削減量を推計するために用いた計算式の記述
D.1.5. 適用可能な場合には、ホスト国が要求する手続に従って、プロジェクトの環境影響に関して収集・保存した情報		
D.2. データをモニタリングするために行われる精度管理 (QC) 及び精度保証 (QA) の手続		D.3. データをモニタリングするために行われる精度管理 (QC) 及び精度保証 (QA) の手続
D.3. モニタリング計画実施に際してプロジェクト運用者が適用する運営管理体制の記述		D.4. プロジェクトによる排出削減量・リーケージのモニタリングのためにプロジェクト運用者が実施する運営管理体制の記述
D.4. モニタリング計画を策定した個人名/機関名		D.5. モニタリング方法論を決定した個人名/機関名
E GHG 排出削減量の推計 (Estimation of greenhouse gas emission reductions)		E GHG 排出源別の GHG 排出量の推計 (Estimation of GHG emissions by sources)
E.1. プロジェクトの排出量の推計量	① プロジェクトを実施した場合のプロジェクト・バウンダリー内での GHG 排出量を排出源別に計算する。 ② CDM-PDD と同様に、排出量及びリーケージの推定量等は、CO ₂ 等量で示す。	E.1. GHG 排出源別の GHG 排出量の推計量
E.2. リークエージの推計量		E.2. リークエージの推計量
E.3. E.1.と E.2.の合計		E.3. プロジェクト活動による排出量 (E.1.と E.2.の合計)
E.4. ベースライン排出量の推計量		E.4. ベースラインの GHG 排出源別の人為的 GHG 排出量の推計量
E.5. プロジェクトによる排出削減量 (E.4 と E.3 の差)		E.5. プロジェクト活動による排出削減量 (E.4 と E.3 の差)

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

E.6. 上記計算式を適用する際に得られる数値の表		E.6. 上記計算式を適用する際に得られる数値の表
F. 環境への影響 (Environmental impacts)		F. 環境への影響 (Environmental impacts)
F.1. プロジェクトによる環境への影響（越境的影響を含む）の分析に関する文書（ホスト国で決定されている手順に従って）	① F.1.の環境影響分析は、ホスト国が規定する手順に従って実施される。 ② F.1.の環境影響分析に関して、その文書のリストと文書自体を JI-PDD に添付する。	F.1. 環境への影響（越境的影響を含む）の分析に関する文書
F.2. プロジェクト参加者又はホスト国によって環境への影響が重大であると判断された場合、ホスト国が要求する手順に従って実施された環境影響評価の結果及び関連する全ての文書を提出		F.2. プロジェクト参加者又はホスト国によって環境への影響が重大であると判断された場合、ホスト国が要求する手順に従って実施された環境影響評価の結果及び関連する全ての文書を提出
G. 利害関係者のコメント (Stakeholders' comments)		G. 利害関係者のコメント (Stakeholders' comments)
G.1. 必要に応じて、利害関係者のプロジェクトに関するコメントの情報	① CDM-PDD 様式の該当セクションと異なる情報が求められている。 ② JI-PDD 様式では、プロジェクトに関するコメントをした利害関係者のリスト、そのコメントの特性（nature）及びコメントに対してどのように対応したかについて記す。	G.1.地元の利害関係者のコメントの受付・収集をいかに実施したかに関する概要
		G.2.受領したコメントの要約
		G.3.受領したコメントに対してどのような対応を行なったかの報告
別紙		別紙
Annex 1. プロジェクト参加者の連絡先 (Contact information on project participants)	CDM-PDD では提出が求められている別紙 2「公的資金の情報」が、JI-PDD では不要。	Annex 1. プロジェクト参加者の連絡先 (Contact information on participants in the project activity)

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

		Annex 2. 公的資金の情報 (Information regarding public funding)
Annex 2. ベースラインの情報 (Baseline information)		Annex 3. ベースラインの情報 (Baseline information)
Annex 3. モニタリング計画 (Monitoring plan)		Annex 4. モニタリング計画 (Monitoring plan)